

令和9年4月採用 高浜市職員採用候補者試験実施要項

高浜市は、職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 職種、採用予定人数、受験資格等

職種	試験区分	採用予定人数	受験資格	
			年齢・学歴等	免許・資格等
事務職 (一般)	大学卒	6名程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、4年制大学を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	
事務職 (障がい者)	大学卒 短大卒	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、障害者手帳の交付を受けている4年制大学・短期大学(注1)を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
土木 技術職	大学卒 短大卒	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、土木系の課程を履修し4年制大学・短期大学(注1)を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	土木系の課程を履修した方、または令和9年3月末日までに履修見込みの方
建築 技術職	大学卒 短大卒	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、建築系の課程を履修し4年制大学・短期大学(注1)を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	建築系の課程を履修した方、または令和9年3月末日までに履修見込みの方
保健師	大学卒 短大卒	2名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、4年制大学・短期大学(注1)を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方で、保健師免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みの方	保健師免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みの方
保育士・ 教諭職	短大卒	10名程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みで、短期大学(注1)以上を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みの方

(注)短期大学には、高等専門学校、課程終了後の専門士の称号が付与される専修学校専門課程を含みます。

- 複数の職種や2つ以上の区分を併願することはできません。
- 合格者は、採用試験候補者名簿に登載し、令和9年4月1日に採用の予定です。ただし、採用時に学歴・資格を有していない場合は、失格となります。
- 保健師合格者のうち、既卒の方については、相談により令和8年10月1日採用を選択することができます。
- 提出書類は、理由を問わず返却をしません。
- 障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。
- 車椅子、拡大読書器等の使用等、身体等の事情により特に配慮が必要となる事項がある場合は、志願書提出時に相談してください。
- 採用後は、採用試験受験時とは異なる職種の業務を行っていただく場合があります。
また、採用後は、半年間は条件付き採用期間となり、その間一定の勤務日数があり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。
- 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する方は受験できません。
- 保育士・教諭職に関する特記事項
 - ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性

暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

2 試験方法^{※1}

職 種	試 験	期 日	時 間	会 場	合格発表	発表方法
事務職 一般(大卒) ・ 障がい者 (大学卒・短大卒)	書類選考 (志願書等の受付時提出書類による選考)				6月中旬 発送予定	本人宛てに郵送にて通知します。
	第1次試験 集団面接	7月11日 (土曜日)	個別に通知 します。	いきいき広 場2階いき いきホール	7月 下旬	
	第1次試験 教養試験 作文試験 ^{※2} 適性試験	7月12日 (日曜日)	9時20分～ 14時10分頃	いきいき広 場2階いき いきホール		
	第2次試験 個別面接	8月25日 (火曜日)	個別に通知 します。	市役所	9月 中旬	
土木技術職 建築技術職 (大学卒・短大卒)	第1次試験 適性試験 専門試験	7月12日 (日曜日)	13時15分～ 16時30分頃	いきいき広 場2階いき いきホール	7月 下旬	本人宛てに郵送にて通知します。
	第2次試験 個別面接	8月18日 (火曜日)	個別に通知 します。	市役所	9月 中旬	
保健師 (大学卒・短大卒)	第1次試験 教養試験 作文試験 ^{※2} 適性試験	7月12日 (日曜日)	9時20分～ 14時10分頃	いきいき広 場2階いき いきホール	7月 下旬	本人宛てに郵送にて通知します。
	第2次試験 個別面接	8月18日 (火曜日)	個別に通知 します。	市役所	9月 中旬	
保育士・教諭職 (短大卒)	第1次試験 適性試験	7月12日 (日曜日)	13時15分～ 14時10分頃	いきいき広 場2階いき いきホール	7月 下旬	本人宛てに郵送にて通知します。
	第1次試験 実技試験	7月中旬	時間、会場は、個別に通知 します。			
	第2次試験 個別面接	8月18日 (火曜日)	個別に通知 します。	市役所	9月 中旬	

※1 試験、期日、時間・会場等について変更となる場合がありますのでご了承ください。志願書等提出後に変更となった場合は、個別に通知します。

※2 事務職及び保健師の作文試験は、第1次試験の日程で実施しますが、採点は第2次試験で行います。

3 受験申込手続

受付期間(土・日を除く)	受付時間(持参の場合)	提出先
5月18日(月)～6月10日(水)	9時00分～17時00分	〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2 高浜市役所 秘書人事グループ (市役所2階 28番窓口)

※郵送受付の場合は、6月10日(水)までに**必着**で、高浜市役所秘書人事グループあてに郵送してください。ただし、書類に不備がある場合は受理することができません。

※実施要項、採用候補者志願書、受験票及びエントリーシート等は、高浜市役所公式ホームページからダウンロードして印刷することもできますが、郵送を希望される方は、180円切手を貼った返信用の封筒(A4サイズの内紙が入るもの)に宛先を記入のうえ、高浜市役所秘書人事グループへ請求してください。なお、市役所秘書人事グループでもお渡しをしています。

提出書類

- ① 採用候補者志願書(共通)^{※1}
- ② 受験票^{※1}
- ③ エントリーシート^{※1}
- ④ 卒業(見込)証明書^{※2}
- ⑤ 成績証明書^{※2}
- ⑥ 免許・資格の写し(取得見込の場合は、資格取得見込証明書(提出可能な方のみ))
- ⑦ 障害者手帳の写し(障がい者枠の申込者のみ)

※1 ①～③は、市指定の様式で、必ず本人自筆で、万年筆かボールペンを用いること。(消えるペンの使用不可)

※2 ④及び⑤は、令和8年4月以降発行したもの。受付期間中に大学等での発行が間に合わない場合は、その旨を書面(任意用紙)で提出してください。ただし、遅くとも7月12日の筆記試験日までには提出をしてください。

4 試験内容

職種	区分	内 容		時間	備 考
事務職 (一般、障 がいの者)	1次	面接試験	集団面接	60分	マークシート方式 による択一式
		教養試験	公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい基礎力タイプ(論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題)	60分	
		適性試験	クレペリン検査	55分	
	2次	作文試験	当日会場にて指定するテーマ ※ 第1次試験と同日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。	60分	
		面接試験	自己PR及び個別面接	25分	

職 種	区分	内 容		時間	備 考
土木・建築 技術職	1次	適性試験	クレペリン検査	55分	
		土木専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工	120分	マークシート方式による択一式
		建築専門試験	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施行	120分	マークシート方式による択一式
	2次	面接試験	自己PR及び個別面接	15分	
保健師	1次	教養試験	公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい基礎力タイプ(論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題)	60分	マークシート方式による択一式
		適性試験	クレペリン検査	55分	
	2次	作文試験	当日会場にて指定するテーマ ※ 第1次試験と同日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。	60分	
		面接試験	自己PR及び個別面接	25分	
保育士・ 教諭職	1次	適性試験	クレペリン検査	55分	
		実技試験	保育に関する実技等	120分	
	2次	面接試験	自己PR及び個別面接	15分	

5 給与

(1) 初任給及び期末・勤勉手当

令和8年4月1日現在

試験区分	初任給(地域手当を含む。)	ボーナス(期末・勤勉手当)	
大学卒	256,608円	6月期	12月期
短大卒	236,952円	2. 325月	2. 325月

(注) 大学卒の方が、試験区分 短大卒の職種を受験された場合は、大学卒の初任給ではなく短大卒の初任給に一定の加算が行われます。

※ 勤務経験等を有する場合には、初任給に一定の加算が行われます。

※ 採用初年度の期末・勤勉手当は、在職期間等により支給率が減額されます。

(2) その他の手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等が高浜市の条例・規則に基づき支給されます。

※ 初任給などは、今後、法令等の改正により変更となる場合があります。

6 勤務内容等

(勤務時間・休日・休暇)

勤務時間	月～金曜日 8時30分から17時15分まで(7時間45分)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇	1年度につき20日間
病気休暇	負傷または疾病により療養を要する場合の有給の病気休暇
特別休暇等	結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇、夏季休暇など

※ 勤務時間及び休日は、勤務場所によって異なる場合があります。

(福利厚生)

健康診断	毎年定期的に、指定医療機関にて実施します。
共 済	愛知県市町村職員共済組合に加入しており、病気、けが、出産などに対して各種給付や手当金が受けられるほか、住宅や物品の購入あるいは結婚、入学などに要する資金の貸付が受けられます。
互 助 会	職員の相互扶助及び福利増進を目的とした高浜市職員互助会を設置しており、各種給付、貸付、その他の福利厚生が受けられます。

7 令和7年度実施 職員採用候補者試験の応募状況(7月実施分)

職 種	採用予定者数	応 募 者 数	倍 率
一般事務職	7名程度	36名	5.14倍
一般事務職 (障がい者)	若干名	0名	—
土木技術職	若干名	0名	—
建築技術職	若干名	0名	—
保健師※	若干名	5名	5.00倍
保育士・教諭職	10名程度	4名	0.40倍

※保健師は、令和7年度の募集を行わなかったため、令和6年度の実績を参考に記載しています。

詳細は、高浜市役所 秘書人事グループ(市役所2階28番窓口)までお問い合わせください。

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL(0566)95-9505(直通) E-mail: jinji@city.takahama.lg.jp

市公式ホームページ <https://www.city.takahama.lg.jp/>

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの